

命 令 書

再 審 査 申 立 人 エスエムシー株式会社

再審査被申立人 関東化学・印刷・一般労働組合
同 関東化学・印刷・一般労働組合
エスエムシー支部

主 文

本件再審査申立てを棄却する。ただし、本件初審命令主文の第 2 項記中「X1」を「X2」に改める。

理 由

第 1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第 1 の「認定した事実」のうち、その一部を次のように改める以外は「当該認定した事実」と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中「被申立人」とあるのは「再審査申立人」と、「申立人」とあるのは「再審査被申立人」と、「本件結審時」とあるのは「本件初審審問終結時」と、「本件申立て後」を「本件初審申立て後」と読み替えるものとする。

- 1 1 の(1)中「会社で」を「株式会社で」に改め、同(3)中「、関東労組の支部として」を削る。
- 2 2 の(4)中「X3 支部執行委員(草加第二工場所属)」を「X3 支部執行委員(草加第二工場所属。以下「X3 支部執行委員」という。)」に改める。
- 3 3 の(2)中「Y1 課長」を「Y1 事務課長」に改め、同(3)中「支部は、」の次に「東京都地方労働委員会(以下「東京地労委」という。)」を加える。
- 4 3 の(4)の②中「なお、この文章中」から「ものと解される。」までを削り、同③の次に④として次のように加える。

④ 9 月 20 日、会社は東京地労委が 9 月 11 日に交付した本件初審命令の取消しと本件救済申立ての却下又は棄却を求めて、当委員会に再審査の申立てを行った。
- 5 3 の末尾に(5)として次のように加える。

- (5) 支部は、再審査において、草加第二工場の中のシリンダー部門に支部組合員が、11名所属していることを明らかにした。

第2 当委員会の判断

会社は、初審命令が、①本件救済申立てを却下すべき旨の会社の主張を退けたこと、②関東労組及び支部が連名で申入れた平成2年10月19日付けの団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たると判断したことを不服として再審査を申し立てているので、以下、順次判断する。

1 却下を求める会社の主張について

- (1) 会社は、初審命令が関東労組及び支部を労働組合法上の労働組合と判断したことは誤りであり、組合は救済申立の資格を有しないので、本件救済申立ては却下すべきであるとして、次のとおり主張する。

- ① 労働組合法では、労働者の団体又はその連合団体のみを労働組合として規定しているが、関東労組は個人加入方式と団体加入方式の混在する「混合組合」であるから労働組合法上の労働組合ではない。その一部を構成する支部もまた然りである。
- ② 支部規約は関東労組が作成した「関東化学・印刷・一般労働組合支部規約準則」そのものに過ぎないから、支部には独自の規約は存在しない。
- ③ 支部規約第35条に組合費の規定があるが、組合員は組合費を納入しておらず、関東労組の支援や支部役員だけの負担となっており、独立した財政を営んでいるとはいえない
- ④ 支部は、関東労組の指揮・命令・許認可と関係なく独立して行動した事実もなく、関東労組の完全な支配下にあり、同労組の忠実な手足に過ぎないのであるから、独立した労働組合とはいえない。
- ⑤ 組合の救済申立資格の有無について、本案審査前に審査を行い、資格がないと認められれば、救済申立てを却下すべきであるのにもかかわらず、東京地労委が本案審査前に決定せず、並行審査により命令と同時に組合資格も認定していることは違法である。初審命令の理由で組合資格を認めることができるのであれば、本案審査前に十分に認定できるはずである。

- (2) よって判断するに、会社の主張は、概ね初審における主張の繰返しに過ぎず、初審命令が、関東労組及び支部を労働組合法上の労働組合であると認めたこと及び並行審査を認めたことに対し、不服を述べているものであるが、これらの点についての当委員会の判断は、初審命令理由第2の2の(2)から(4)のうち、(3)を次のように改める以外は、これと同一であるので、引用する。この場合において、「被申立人」とあるのは、「再審査申立人」と読み替えるものとする。

(3) また、支部は、関東労組の下部組織として、前記1により引用し、改めた初審命令理由(以下「初審命令理由」という。)第1の1の(3)認定のとおり、支部規約が「関東化学・印刷・一般労働組合支部規約準則」と同内容であったとしても、支部としての規則を持ち、独自の組織をもって運営していること、組合費について一部組合員の未納分を支部役員が負担し、かつ、関東労組の支援があったとしても、これとは独立して支部の財政を営んでいることが認められ、また、支部が関東労組の運動方針を支持しこれに基づいて行動すること自体、労働組合の独立性を何ら妨げるものではないのであるから、支部が独立した労働組合でないとする会社の主張は採用できない。

2 本件団体交渉拒否について

(1) 会社は次のように主張する。

- ① 会社は、これまでも事務折衝という名称で実質的な団体交渉に応じ、そこで団体交渉の議題についても話し合いをしている。会社が事務折衝の名称を用いたのは、団体交渉という名称の交渉に応じれば、労働組合法上の労働組合ではない関東労組及び支部を労働組合法上の労働組合と認めたものとの誤解を受けるおそれがあるので、関東労組及び支部からの本件団体交渉の申入れに対して、団体交渉という名称の交渉は行わない旨を表明したものに過ぎない。
- ② 本件団体交渉の議題のうち、年末一時金については、全従業員に適用される問題であるから、少数組合の組合員にしか適用されない労働協約を締結することは不合理であることに加え、既に支給済みであって、支部組合員も何ら異議なく受領しており、当初から話し合いをする気はなかったと認めるのが至当であり、団体交渉の議題として不適當というほかない。
- ③ 次に、草加第二工場移転については、既に「(草加第二)工場移転もいつになるか見通しが見えない。移動する際の待遇は考えている。」旨回答し、組合と十分話し合い済みのものである。また、草加第二工場所属のX3支部執行委員は、第3回事務折衝に出席したものの、第4回事務折衝には欠席し、第3回事務折衝から本件団体交渉の申入れまでにかかなりの日数が経過していることからすると本件団体交渉申入れ当時において組合員であるかどうかは不明であることから初審判断は失当である。さらに、初審東京地労委は、草加第二工場全体が移転するものとして判断しているが、会社が計画を発表したのは草加第二工場の中のシリンダー部門(以下「シリンダー部門」という。)であり、このため、草加第二工場所属の支部組合員ということだけでなく、同部門に所属する支部所属組合員がいるかどうか問題なのであって、支部は、同部

門に所属する組合員の氏名を具体的に明らかにしていないから同部門には支部所属組合員はいないと認めるほかはなく、交渉事項として不適當である。

- (2) よって判断するに、会社の主張は、概ね初審における主張の繰返しに過ぎず、当委員会の判断は、初審命令理由第2の3の(3)のうち、同②中「とは別のもの」を「の準備段階」に改め、同⑤を次のように改める以外は、これと同一であるので、引用する。この場合において、「申立人」とあるのは、「再審査被申立人」と読み替えるものとする。

- ⑤ ところで、会社は、上記(1)の②の理由により10月19日付けの要求事項のうち、年末一時金については、団体交渉の議題として不適當であると主張する。しかしながら、支部の組織率の多寡をもって組合員の労働条件に係わる議題である年末一時金についての団体交渉を拒否する正当な理由とすることはできず、また、結果において支部組合員が何ら異議なく受領しているからといって、当初から団体交渉を行う意思はなかったとはいえないのであるから、会社の主張は採用できない。

また、会社は、草加第二工場移転については既に十分話し合い済みであると主張するが、初審命令理由第1の2の(4)の④認定のとおり、会社が組合の質問に対して「移動する際の待遇は考えている。」と答えたことは認められるものの、事務折衝等においてそれ以上当該移転に関して具体的に説明した事実も認められないのであるから十分話し合い済みであるとは到底認められない。

さらに、会社は、X3支部執行委員がその時点で支部組合員であるか否か不明であること及び支部がシリンダー部門に所属する支部組合員の氏名を明らかにしないので同部門に支部所属組合員がいないと認めるほかなく交渉事項として不適當であると主張する。しかしながら、会社は、本件団体交渉の申入れがあった際に、同部門に支部組合員が所属しているか否かについて支部に何ら言及することなく、初審及び再審査の過程において初めてこの主張をしているものであるから、当時の団体交渉拒否の理由であったとは解されず、会社の主張は採用できない。なお、初審命令理由第1の3の(5)認定のとおり、再審査において、支部は同部門に支部組合員が所属していることを明らかにしている。

以上のとおり、年末一時金及び草加第二工場移転に関する団体交渉についての会社主張について判断したところであるが、初審命令理由第1の3の(1)及び(2)認定のとおり、会社は、本件団体交渉申入れに対し、当初は日程の調整がつかないとの理由で期日の延期を申し入れ、11月1日にはY1事務課長が「団体交渉は行わない。」と回答し、その際、事務折衝には応じる旨を表明

したものの、それさえも行わず、結局、本件団体交渉は行われなかったものである。このことからすると会社は当初から本件団体交渉に応ずる姿勢になかったと認めるのが相当である。

3 救済方法について

会社は、ポスト・ノーティスを命じている初審命令は、「契約書」形式をとったとしても、表現の自由や原状回復主義に違反するものであり、この点からも初審命令は取り消されるべきであるとも主張する。しかしながら、本件団体交渉の申入れに対する会社の対応を考慮すると、本件初審命令がその救済として、ポスト・ノーティスを併せ命じたことは相当であり、労働委員会に認められた裁量権の範囲を逸脱したものといえず、会社の主張は採用できない。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 6 年 9 月 7 日

中央労働委員会

会長 萩 澤 清 彦 ㊞